

# 第41回議会運営委員会記録

令和元年5月15日

【開催日】 令和元年5月15日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時58分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋 子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
傍聴議員	山田 伸 幸		

【執行部出席者】

総務部長	芳 司 修 重	経済部長	河 口 修 司
教育部長	尾 山 邦 彦	社会教育課長	河 上 雄 治

【事務局出席者】

事務局長	沼 口 宏	議会事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 令和元年第2回（5月）臨時会に関する事項について
  - (1) 会期案について・・・資料1
  - (2) 人事案件について
  - (3) 執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介
  - (4) 議事日程案について・・・資料2
  - (5) エコスタイル（クールビズ）について
- 2 その他
  - (1) 全員協議会の開催日時

(2) 市議会モニターからの意見と回答について・・・資料3

(3) その他

---

午後1時30分 開会

---

大井淳一郎委員長　それでは、ただいまより第41回議会運営委員会を開会します。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしくをお願いいたします。まず初めに付議事項1点目ですが、臨時会に関連しまして議案の取扱いについて協議する前提としまして、執行部から説明を求めたいと思います。

芳司総務部長　このたびは取り急ぎ議会の議決あるいは同意が必要となる案件が生じたことから、臨時会を招集させていただいたところでございます。議案につきましては、既に昨日発送させていただいておりますが、本日は担当のほうからそれぞれの議案について簡単に説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

河口経済部長　令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計予算における、平成30年度の決算見込みにおきまして、歳入が歳出に対して不足する見込みでありますので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和元年度の歳入を繰り入れてこれに充てるための補正を行うために、臨時市議会の開催をお願いするものです。以上です。

河上社会教育課長　令和元年第2回（5月）市議会臨時議会におきまして、議案を1件提出したいと考えておりまして、その内容及び理由について御説明します。議案の件名は、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更についてで、当初の契約は、平成30年第3回（9月）市議会定例会、議案第89号により議決を経て締結しました。このたび、これを変更しようとする理由は、この事業における建物の建築工事は、建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事の三つに分割して

発注することとし、建築主体工事と電気設備工事はともに1回の入札で業者と契約を締結し順調に着工することができましたが、機械設備工事は入札が3回にわたって不調に終わり、その間の随意契約交渉も全て不調に終わり、現在建築主体工事及び電気設備工事を進められない状況にあります。これを打開するため、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約に、機械設備工事等を追加する一部変更を行い、早期の工事再開を図ろうとするものです。これにより、契約金額を当初の3億1,968万円から、8,924万3,000円増額して、4億892万3,000円に変更したいため、山陽野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。次に、本議案をこのたびの臨時会において早期の議決をお願いする理由です。今回追加する機械設備工事の工期は、当初10.2か月を見込んでおりました。契約変更後の実質的な工事再開から起算して、この10.2か月を確保するとともに今年度中の工事完了を目指すには、このたびの臨時会で早期の議決を頂く必要があると判断しました。これがかないましたら、契約変更後の後期の末日は、現在の平成31年8月30日から今年度末日の令和2年3月31日へと7か月延伸し、10.2か月の工期を確保することとしております。以上、5月市議会臨時会への本議案の提出と早期議決のお願いについての御説明をさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

芳司総務部長 以上、議案2件と承認2件につきましては、平成31年度税制改正に伴う法律が3月29日に公布されたことに伴いまして、直ちに条例を改正し施行する必要があるものについて専決処分を行いましたので、このたびその承認を得るというもの。同意案件につきましては、この5月末で任期満了となります教育委員の後任の任命について議会の同意を得るといった内容になっております。どうぞよろしく申し上げます。

大井淳一郎委員長 確認ですが、人事案件は初日に採決しますが、早期議決をお願いしたいというのは、議案第51号のみということですね。（「はい」

と呼ぶ者あり)執行部から説明ありましたが、中身は触れないようお願いしたいと思うんですが、皆さんで確認したいこととかあれば。

河崎平男委員 平成31年度中に供用開始ということになると、早期議決ということでもやられますが、平成31年度末の供用開始に必ずなるんですか。

河上社会教育課長 先ほど申し上げましたのは、建設工事を今年度中に終えたいということです。この後に、外構工事、駐車場等の整備を行うこととなっておりますので、供用開始につきましては大変申し訳ございません、ちょっと遅れる予定となっております。なお、その供用開始の時期につきましては、この議案の承認を頂くことができれば、直ちに外構工事の工期の設定等を行う中で供用開始の時期を決定してまいりたいと考えております。

笹木慶之副委員長 芳司部長に要望として申し上げておきますが、この税制改正が非常に厄介な、いろいろあるんで、これ委員会で追っていくと随分時間が掛かるんです。だから、税制改正の目的等を要領良くまとめておいてもらいたい。資料としてまとめてものを出してもらって、これがこうだと言わないと一字一句読んでいったら物すごく時間が掛かってくるんで、細かい字句の訂正や項立ての変更は要りませんが、何のためにこれをやるんだというところだけはまとめてもらいたいと思います。

芳司総務部長 今御指摘がありましたように、特に今回の専決の内容のみということになっておりますので、この4月1日施行あるいは6月1日施行といった内容のもののみ、今回専決させていただいております。本格的なというかほとんどは、また改めて次の議会で提出させていただきたいというふうに考えておりますので、今回はその専決に至ったポイントが何点かありますので、その辺りを中心に説明させていただきたいと考えております。

河野朋子委員 早期議決の件ですけれど、本来ならこれは21日議案が出されて、正常なら28日に議決になるわけですが、これを早期議決、何日間かと思うんですけれどこれによる影響はどの程度、先ほどの日程にどう影響するのかについて伺いたいと思います。

河上社会教育課長 先ほど御説明申し上げましたように、この工期につきましては10.2か月を見込んでおります。今年度中に仮に完了しなかった場合におきましては、様々な支障が出てまいります。例えば、今回この建築工事につきましては、財源としまして防衛省の補助金を充てることとしております。これに伴って翌年度に回るということになりますと、防衛省に対する繰越しの変更申請が必要となってまいりまして、その変更申請を行った後の許可、決定までが約1か月から2か月掛かります。そうしますと、変更契約そのものもその決定が出るまで作業ができませんので、また2か月程度延びてしまうということになりますので、それらの作業を行わないためにも、今回早期議決をお願いできたらと考えております。それと今申し上げましたように、そういった形で工期が延びるということになりますと、現在建築主体工事並びに電気設備工事が中断している状況ですが、当然その期間も延長となりますので、その中断の期間の保証の費用も更に拡大するということが予測をされます。

河野朋子委員 この4日か5日というか、僅かと思いましたがけれどもかなり影響が大きいというふうに理解しました。

奥良秀委員 専決の件で、この複合施設の分、追加で足した金額が出されているんですが、ずっと不調で終わったときのその金額といったものも出されるのであれば出していただいて、早期議決を図られるのであればそういった書類的なものを丁寧に出していただきたいと思うんですけれど。

大井淳一郎委員長 委員会での対応ですね。

尾山教育部長 資料が不足しているということで大変申し訳ありませんが、手元には用意しておりますが、もしよろしければお配りさせていただきます。（「今日ではない。委員会で」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 総務での話よね。

尾山教育部長 委員会では、入札の執行状況等の資料を出させていただくことにしております。また、今日までに至った経緯もカレンダーのような形で文字を加えて、なぜこのようになったのかということ資料をお配りして御説明する予定にしております。

奥良秀委員 でないと、早期議決がなかなか難しいというところがあったのでお願いします。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、執行部の皆さん、お疲れ様でした。

（執行部退室）

大井淳一郎委員長 それでは、会を再開します。まず、先ほどの執行部の説明を踏まえての会期案が提示されておりますので、これらについて説明を求めたいと思います。

中村議会事務局議事係長 付議事項の一つ目の（１）会期案について説明します。資料１も御覧ください。先ほど執行部から説明がありました市長提出案件として議案５件が資料１のとおり出ております。総務文教常任委員会が３件、産業建設常任委員会が１件、人事案件が１件、合計５件となっています。この会期ですが、５月２１日火曜日から２８日火曜日までの８日間の会期としたいと思います。

大井淳一郎委員長　まず、資料1を御覧いただければと思いますが、議案名として5件あります。人事案件につきましては、委員会付託を省略してそのまま質疑、討論及び採決ですが、そのほかの議案については御覧のとおり、議案第51号、承認第2号、承認第3号については総務文教常任委員会、議案第50号については産業建設常任委員会に付託したいと考えております。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上とします。それでは、人事案件について。

中村議会事務局議事係長　それでは、（2）の人事案件についてです。次第にも書いてありますが、人事案件については、申し合わせ事項62により行う。一応読み上げますが、「人事案件の委員会。人事案件は委員会付託を省略し、原則として本会議所日に上程し、即決する。」というこの申し合わせのとおり行おうと思っております。

大井淳一郎委員長　そのように今回も行きたいと思えます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、（3）執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介についてです。

中村議会事務局議事係長　（3）執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介についてです。こちら申し合わせ事項129にあります。読み上げますと「部長等（議場出席者に限る）の異動があったときは、次の議会において自己紹介させる。」となっておりますので、本会議の前に異動のあったものの自己紹介を行うことになろうかと思えます。

大井淳一郎委員長　先ほど説明がありましたが、この自己紹介について、特に。教育長はどうなるんですかね。同意したときにしてますが、一応変わっているの自己紹介になるんですかね。

中村議会事務局議事係長　3月の定例会のときに挨拶は済んでおります。

大井淳一郎委員長 分かりました。誰が挨拶するのかは、執行部に任せます。  
それでは、（４）議事日程案について。

中村議会事務局議事係長 （４）議事日程案についてです。資料２を御覧ください。順に日にちから申し上げていきます。本会議初日は５月２１日火曜日となります。午前１０時開会后、先ほどの次第（３）のとおり、執行部出席者のうち異動のあったものの自己紹介を行います。終了後、会期の決定を行います。続いて、先ほど次第（２）で説明しましたが、同意１件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決で即決の流れとなります。続いて、議案４件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託を行います。本会終了後、付託先となろう総務文教常任委員会と産業建設常任委員会の２委員会同時開催を予定しています。委員会室は、産業建設常任委員会が第１委員会室、総務文教常任委員会を第２委員会室で考えています。翌２２日水曜日は、午前１０時から本会議を開催し、先ほど執行部から説明のありました早期議決を希望されている議案、もちろん委員会での審査がきちんと終了すればとなりますが、議案第５１号について、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決になります。２３日木曜日、２４日金曜日、２５日土曜日、２６日日曜日を休会、２７日月曜日が議事整理のため休会となり、２８日火曜日は、午前１０時から本会議を開催し、残りの付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決という議事日程案をお示ししております。

大井淳一郎委員長 先ほど説明がありましたように、資料２のように考えているということで、皆さんのほうで確認したいこととかあれば。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）２２日はあくまで委員会の状況によってということですので、これは確定ではありませんが予定としてここに入れておるという説明でもありました。資料２にありますように、臨時会の議事日程をこのようにしたいと思います。それでは（５）エコスタイル。

中村議会事務局議事係長 (5) エコスタイルについてです。例年のことなんです。本市でも5月1日から9月30日までをエコスタイルの期間としており、いわゆるクールビズの取組を行っています。議会でもクールビズとするところですが、臨時会初日は執行部における異動された方の挨拶もあることから、慣例どおり正装(上着、ネクタイ着用)とし、本会議終了後からクールビズとしたいと考えています。ただ、この日委員会もありますので、委員会のところからするのかどうされるのか、例年と少し違うんで、一応例年通りの説明ではこのように考えております。

大井淳一郎委員長 会議場のみネクタイ着用でいいですね。委員会はもう。それは着ちゃいけないわけじゃないんで、着ける人は着ける、着けない人は着けない、ということにしようと思います。初日の服装は平服というかネクタイ着用ということですので、その旨を会派の皆さんに伝えておいてください。事務局のほうでも、その辺はメールで伝えておいてください。お願いします。続きまして、2番のその他ですが、全員協議会の開催日時について。

中村議会事務局議事係長 2その他の(1) 全員協議会の開催日時です。大変済みません。確認せず時間を入れてしまっておりましたが、5月21日火曜日、午前9時30分から議運決定事項の報告ということでお示ししております。

大井淳一郎委員長 このような21日、本会議の始まる前に全員協議会を開いてということ。本会議場でということということで、よろしいですね、皆さん。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、(2) 市議会モニターからの意見と回答についてに入りたいと思います。資料3を御覧ください。前回までの議論を踏まえまして、回答案として提示させていただきます。皆様の意見が全て反映されていないところもあるかと思いますが、案として提示させていただきますので、これを回答とさせていただきたいと思いますが、一つ一つ確認したいと思います。議会の考えと対応に

ついて読み上げますので、皆さんで確認をしてください。まず、12月14日付けです。一般質問のありがとうございますうんぬんに対する意見についての回答ですが、「貴重な意見として承ります。研修などを通じて議会の役割を再認識するとともに、議長の議事整理権や議会運営委員会を通じて問題のある発言を是正してまいります。」ということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは、以上といたします。12月17日付けです。協議会のうんぬんですが、これについては、「協議会は法的な意味を持たない事実上の会議であり、迅速に報告すべき案件については、手続に一定の時間が掛かる委員会ではなく協議会を開催することがあります。しかし、協議会での報告等が再度委員会で行われなければ委員会の形骸化になります。そのようなことがないように協議会を最小限にとどめ、委員会中心の運営を心掛けてまいります。」ということですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、12月26日付けです。終了宣言の後うんぬんですが、「議長による散会の宣告によってその日の会議が閉じられます。したがって、その後の規定やルールは必要がないと考えます。」これでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次です。1月23日付けです。まず、岡山議員なぜ呼ばなかったかということですが、回答としましては「岡山議員も含めた代表した意見であることを御理解ください。」ということですが、吉永議員の発言がですね。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）2番、公の場うんぬんですが、「各会派の意見表明にとどめて議長に一任した点については拙速であったと考えます。」これは、委員長としての見解ですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは3番、議長一任はということですが、「陳情者に陳述の機会を与えるべきであったと反省しております。」ということで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）モニターとしての意見②ですが、これについては、「担当者を入り口に張り付かせる考えはありません。」ということで、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次、モニターとしての意見③です。これは繰り返しになりますが、一応確認します。「1月22日の議会運営委員会において、この日時点に出ている陳情から、陳情提出者へ送付すると

決定しております。御理解ください。」よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、これも前回の確認ですが、「公務における子育て支援策というよりは、なり手不足をどのように議会が解消していくのかという、もっと大きなテーマに沿って議論していきたいと考えます。」よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて、自由討議なんですけれど、大変いろいろ御指摘頂いた点ですが、議論、いろいろな意見が出たんですが、最終的には取りあえずの回答としましては、「検証作業に当たって議員全員の意見を聞き、自由討議の在り方について考えていきます。」というまとめの回答になると思いますけれど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これについては、また議会基本条例の検証の中で皆さんの意見を聞きながら対応していきたいと思います。最後国旗掲揚うんぬんの件です。一応読み上げます。「このたびは議長の独自判断ではなく、会派及び無所属議員の意見を参考にすべく議会運営委員会を開催し、意見を求めたところ。また、議場に国旗を掲揚するかどうかを決める権限は、議長の事務統理権に基づくものとされており、議会運営委員会にはその権限がありません。その結果、当委員会の基本原則としている「全会一致」で議長に一任することを結論付けました。全会一致となる結論がこのたびの決定であり、基本方針を根本から変更するものではありません。」という回答ですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）このようにさせていただきたいと思います。以上をもちまして、モニターからの意見と回答については終わります。（3）その他ですが、実は取り急ぐ案件としまして、人事案件の公開について事務局のほうから説明があったと思います。これについて皆さんと協議したいと考えておりますが、これについてもう一度おさらいも含めて、事務局のから説明していただければと思います。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 本市議会では、議案をホームページに掲載していますが、人事案件の議案については個人の氏名、住所、生年月日、学歴及び経歴等が記載されています。事務局では、これをそのまま不特定多数の方が見られるインターネット上に公開することに対して疑

問があり、配慮が必要ではないかと考え、人事案件の議案についてはホームページに掲載しないこととしたいと考えております。

大井淳一郎委員長 事務局の提案ですが、これについてどう取り扱うべきかということですが。

笹木慶之副委員長 いろんなことを考慮しての方向性だと思うし、それでいいんじゃないかと思います。

奥良秀委員 会派の中で話し合った結果、個人情報等々で不特定多数が見られたときに何かしらの問題がやっぱり出てくると思いますので、それを勘案したときには、氏名ぐらいでちょうどいいのかなというような話になりました。

大井淳一郎委員長 河崎委員、何かあれば（「事務局のとおり」と呼ぶ者あり）

河野朋子委員 議案そのものを載せないという提案でいいんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 そうです。人事案件に関するもののみです。

大井淳一郎委員長 例えば、議案第1号、何々について。これは普通の議案で、パソコンでクリックしたらPDFがアップされるけれど、議案第2号、教育委員の選任についてと書いてあるのが、アップできないというか、字はあるけれども、クリックしてもPDFが出ないという取扱いですよ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 ホームページ上の表示の仕方についてはそこまで詳細には決めておりませんが、その議案そのものの枠をなくすか、議案PDFを貼り付けていますがそれを貼り付けないことと

するかは、現在まだ決まっておきませんので検討もしてないんですけれども。

高松秀樹委員 今の説明を聞くと、要は議案が空になっているという状況ですよ。何も無いんでしょう。名前も何も載っていないという状況を説明されたのであれば、ちょっと問題があるというふうに思っております。人事案件も、教育委員があつたり人権擁護委員があつたりするんですけど、少なくとも教育委員は報酬が出ておって、これは税金から拠出されておると理解しております。そのときに、我々は公開の本会議場で議論又は公開の委員会上で議論しているのに、ネット上には空が載るといのがちょっとそこの理屈をもう少し教えてもらいたいなという気はします。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 これはあくまでも事務局案ですので、もちろんこの議会運営委員会の中で決めていただければ、そのようにしたいというふうに思っております。

高松秀樹委員 議案は、いつのタイミングでネット上に公開されていますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 当該議案が本会議に上程される日の会議の開始時刻に公開しております。

高松秀樹委員 私が考える配慮というのは、つまり本会場に上程されたときは、まだ議決がされていない状況ですよ、人事案件は。そのときに、いわゆるいろんな情報が出ているのは僕は問題ありなのかなと。それは、いわゆる議会側からすると、議会の審議を抑制させる可能性ももちろんあるし、否決される可能性もあります。そのときに、最初に情報が出ているというのが問題であって、なられた人の情報は、ある程度責任として必要なのかなと。どこまでとはちょっと今言及しませんが、そういうのがあるので、この問題は、上程するときに情報が出ているか出てい

ないかという問題と、事務局が提案された上程後もホームページにそういう情報を記載しないほうがいいじゃないのかという二つの問題があるのかなというふうに思っています。こう言っていますけれど、実は結論は出ていなくて今お聞きしただけです。

大井淳一郎委員長 上程のときはたしかその議案は上がっていますよね。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 上程のときには、議案はホームページにアップしております。

大井淳一郎委員長 本会議をライブ中継で見られる方は、同時にその人の議案は見れる状態ですよ、傍聴された方と同じように。そういう状況ですよ。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 はい、そのとおりです。

河崎平男委員 法律上、情報公開等もありますが、執行部はどのような考えを持っているんですか。

石田議会事務局次長 正式に確認したわけではないですが、議案というものは基本的には議員にもお配りする、そしてマスコミにもお配りするということで、公開された情報であるという考え方、いわゆる秘密にする事項ではないという認識を持っているようです。

大井淳一郎委員長 一応、公文書なので、例えば情報公開請求があった場合は、その議案自体を出すということですよ。もちろん場合にもよると思います。黒塗りして出す場合もあるから何とも言えないんですけど、その辺の範囲なんだけれど。いかがですか。その対応はどうなりそうですか。

石田議会事務局次長 議案になりますと、もう公開された掲示上にも出します

し、オープンにされた情報ということで基本的には情報公開の手続を経ずとも見ることができる情報と。起案文書を見たいときは、一緒に情報公開請求になりますが、もう皆さんにお配りした議案そのものになると、情報公開の手続を経ずとも見ることができるということになります。

大井淳一郎委員長　いかがいたしましょうか。実は5月臨時会に教育委員の選任という同意案件が上がってくる予定ですので、これからの対応も絡んでくるので、そういうことで前回、取り急ぐ案件ということでお示したんですが。

高松秀樹委員　何か人権擁護委員は、法務省に出す資料がありますよね。まず人権擁護委員の皆さんは、法務省に出す資料と今回議案で上がっている資料が同じかどうかというのを御存じないですね。ないんですね。聞くところ、公開するときに法務省の場合は、例えば電話番号を載せていいですか、経歴を載せていいですか、住所を載せていいですかと確認をされるらしいです。それと同じものがこっちに上がっているであれば、もちろん本人は同意の下だから問題ないと思いますけれど、法務省の資料とこの山陽小野田市の資料が違うもので、その確認をしていないのであれば、確認の必要があるのかなというふうに思っています。法務省のほうの確認が何で必要なのかというのは、法務省側がきちんと見解を持っているみたいですね。人権擁護委員なんで、いろんな人が相談してこられるという上で支障があるからそういうことをするという。だから人権擁護委員の場合と教育委員の場合は違うんだなと思っています。人権擁護委員は実費弁償ですけど、教育委員は報酬ですので、その線引き、ルール化が必要で、人事案件全部が全部載せませんよ、黒塗りですよというのは非常にまずいかなという気がしていて、一部の有権者の支持も得られないという気がします。そのルールづくりを明確にしていかなんにやいけんのですけれど、取り急ぎ今回の人事案件がありますということですが、唯一救いは公式記録じゃないですよ、ホームページは。公式記録じゃないですよ。だからそこでちょっと何か考えると

いう手はあるのかなという気はしていますけれど、どうですか。

大井淳一郎委員長 まず、同意と諮問案件で分けるべきではないかという提起がされました。同意案件は、教育委員とか副市長とか教育長もだけれど、そういった同意案件と、そのほかに人権擁護委員、これは諮問で法務局からこのような人を人権擁護委員にしたいけれどどうですか、支障ありませんという場合の二つ。それぞれ対応を分けて考えたらいんじゃないかというのが高松委員の考えです。別の考えというのは、私も思い付かないんですが、例えば本会議開催中は普通に公開して、本会議が終了したら閉じるという考えもあるかなと思うんですが。

高松秀樹委員 委員長が言った最後のほうは私が最初に言うた問題で、議決前に情報が公開されておると。そのまま同意されれば良かったですねで済むんですが、そうじゃない場合があり得る場合に、その人は任命されないのに情報だけがネットですずっと出ているというのが問題であるということなので、この人事案件に関しては議決後の取扱いにしたほうがいいんじゃないのかなという気はしています。

大井淳一郎委員長 その話を今言われてそうだなと思いました。つまり、議決前はそのままアップはしないけれど、議決後にアップすると。アップした後にこれをずっとやるのか、私が先ほど言ったのは本会議終了するまでアップして、後は閉じるのか。高松委員から最初ありました法務局から執行部に上がってくる資料と執行から議会に上がってくる資料が同じかどうかということは、もちろん事務局は答えられないと思うので、ちょっと今から調べていただけますかね。それまで少し暫時休憩を取りたいと思います。暫時休憩します。

---

午後 2 時 1 0 分 休憩

---

---

午後 2 時 3 8 分 再開

---

大井淳一郎委員長　それでは委員会再開いたします。先ほどの質問というか、照会していただいたと思うので。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　まず、法務局のホームページ上に人権擁護委員に関する情報は一切載っておりません。人権擁護委員の氏名についてのみ、各市のホームページに記載されております。それから推薦時にどのような情報をとということでしたが、氏名、住所、性別、生年月日、職業、学歴や経歴等を法務局へ推薦時に提出しているようです。

大井淳一郎委員長　となると、法務局に出している情報とうちに出てくるときはほぼ同じということになりますね。それを踏まえて。諮問と同意を分けるべきかどうかという議論をしたんですが、まずここを整理したいと思います。諮問と同意は分けるべきかどうかということですが。今、同じということだったんですが、この点について皆さん。

笹木慶之副委員長　分けるべきではないと思います。議会へ出されたものとして分けるべきではないと思います。執行部が出されたものですから、皆さんそれを見て判断されるわけですから、それは分けるべきではないと。

大井淳一郎委員長　副委員長が言われるように、同意案件と諮問で特別の取扱いをすべきではないという意見ですが。皆さんもその辺は特に異論はないですか。

高松秀樹委員　今、副委員長が言われるのは、同意にしる何にしる議案であるのに違いはないと。だから、分ける必要がないというふうにとってよろしいですか。

笹木慶之副委員長　そのとおりです。

大井淳一郎委員長 諮問だけちょっと特別な配慮ができるのかなと思って投げ掛けてみたんですが、今までの答えと副委員長及び高松委員の意見を聞く限りではそうすべきではないということが多いので、ここは分けるべきではないと。では、同じ議案と考えた上で、高松委員が先ほど言われた可決前にアップすべきか。議案、つまりライブ中継を見るときにその議案が、同じように可決される前に情報が流れるのは、もし万が一可決されなかった場合に、漏えいがあったらその人にとっては良くないのではないかといった意見ですが。この取扱いについていかがいたしましょうか。高松委員はそうすべきじゃないという意見なんです。ほかの委員の意見はどうか。可決前ですね。だから、ほかの議案はライブ中継を見る方からすれば、もう大体同時に議案としてアップされている状況。その議案を見ながらライブ中継見られる。ただし、人事案件についてはちょっとどうかという意見だったのですが。

笹木慶之副委員長 過去を振り返ってみると、人事案件については今のようない取り扱いでなかった時代がずっとあったわけですよ。違った形で議論しておいた。ところがそれではいけないということで、今のようない形になってきた。しかし、提案時点というのは可決する前じゃないですか。提案するときに出さないと提案にならないじゃないですか。それに基づいて審議するんでしょ、議会は。そのホームページへは、他の議案はアップしないんですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 全ての議案をホームページにアップしております。それと、これは議会基本条例で本会議や委員会で用いた議案及び関係資料を公開するとしておりますので公開することにしております。これを議論したときに、どの時点で議案が議会のものになるかということで、上程したときに議会のものになるからそこで公開できるということで、上程する日に公開するということを決めております。

大井淳一郎委員長 上程時ですね。

笹木慶之副委員長　ということは、人事案件も同様にアップせざるを得んのじゃないですか。議案として。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　ですので、これまでホームページ上に公開しておりました。ただし、もちろん議会として議案等を公開することを決めておりますから、傍聴者に配布、閲覧し、公開します。その公開の一つの方法としてインターネットに公開することを定めておりますので、それについては議案ではありますが個人情報に記載されており、そこには一定の配慮が必要ではないかということでインターネット上の公開について取扱いを協議していただきたいというのが事務局の提案です。

大井淳一郎委員長　高松委員、ただいまの笹木慶之副委員長の意見に対して何かありますか。同じように可決前もアップするという件。

高松秀樹委員　事務局が議会基本条例では公開するというふうに書いてありますと言いましたけれど、公開は、島津主査が言われたようにいろんな公開があって、我々はこの本会議や委員会で公開というのと、いわゆる非公式記録としてのネット配信というのがあるのかなと思います。その中で、非公式記録のネット配信については、議決するまでは、人事案件だけは表に出さないという配慮は、議会側としてはできると。どこにも抵触しないと思っていますので、そういう形でやられたほうが良いというふうに思います、その点については。

大井淳一郎委員長　笹木委員はどうですか。人事案件だけですか。

笹木慶之副委員長　それでね、要は議会審議というのは何かということなんですけど、その人が適任者であるかどうかをトータル的に決定する場なんですよね。それには、当然、経歴であるとか学歴であるとかいうものも含まれているというふうに思えば、そしていわゆる紙面でプレスするわけ

ですから、来られた人に渡すわけですから、可決して一定期間は致し方ない。だけど、それがこの近辺だけでなし全国津々浦々までそれが伝わるということについては何ら意味がないわけで、だから一定期間、それはどのぐらい期間が必要か分かりませんが、その期間が過ぎたらそれはクローズしてしまう。そして、もし資料請求があれば、個人情報の請求があれば、それはいとわぬものではありませんからそれは出します。だから、あえてインターネット上にはその部分については削除してしまうということがいかなもんかと思うんですけれど。だから、一定のルールに従って議案を整然と議論して決定した。しかし、人権的な配慮から個人情報につながる部分については、一定の期間の後についてはそれは閉めてしまうということでもいいんじゃないかなと思います。法務局のことですが、私も法務局へ申請したことも随分あるんでよく分かるんですが、議会に出したものと全く同じものを出します。だから受け取った側がそれはもう必要ないんだということで個人名だけしか出してないということだと思うんです。だから、その動く期間は結構オープンになっている、見れる状態になっていると思うんです。だから、いわゆるプライバシーの問題をどこでどう整理するかというふうになれば、今言ったようにこの近辺の、やっぱりそうなのかという納得が行く人たち以外のところで、全部がオープンで見れるということはやっぱりいかなもんかと思うので、承認が得られた一定の期間についてオープンして、議会がその部分だけ閉めてしまうということはどうだろうかというふうに思います。

高松秀樹委員 おおむね賛成です。今のをまとめると、まずアップされるのはホームページ上に何かしらの人事案件という項目が出ます。それは出さざるを得んと。ただ、それをクリックしたときに、議決が済んでいない場合は、それなりのメッセージをそこに記載すればいいと。本会議の議決・・・そうすると日にちがながいのか。（「市民が見れない」と呼ぶ者あり）結末は、笹木副委員長が言われるように、例えば本会議定例会が終了したら情報が見られなくなる。一定期間の間だけという形にするし

かないんですけれど、そうなる私最初言った、議決前はネット配信しないということになると、ほんの短い期間になる。ほぼないんか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 人事案件については、上程後即決しますので、定例会中ということになれば、会期中は議案を公開ということになろうかと思います。もちろん最終日に上程されれば、その日だけということもあり得るかとは思いますが。

笹木慶之副委員長 必要不可欠な部分だけオープンにして、あとは閉めてしまうということ。それがやっぱり必要不可欠な手法じゃないかなと思います。

高松秀樹委員 そうなる、必要不可欠な部分はどこかっていう議論をここでしておかないと、そんな前なのか名前と住所なのかというのが必要になりますよね。そこって必要になるんですかね。

大井淳一郎委員長 その前に、副委員長の確認ですけれども、公開の範囲の話ではなくて公開の時期の話がされているんですかね。議案なんだから公開は公開で、普通に今までどおり出して、本会議が終了したらそこで人事案件については閉じますという意味ですか。

笹木慶之副委員長 議会人として、何を基に審査してどのような決定をしたのかという経緯が欠けるじゃないですか、何も分からん状態では。だから、それは審議に係る資料はその間は出して、そしてそれが終わって落ち着いたならば、それはそれと一緒に閉めてしまうと、いわゆる個人的な情報については。名前は結構ですけれども。ということで、ただし、それはどういう経歴なのかという問合せがあれば、それは当然回答するというのでいいんじゃないかと思います。そこまでじゃないかと思えます。

大井淳一郎委員長 公開の範囲ではなく、時期の話をされたようですね。

河野朋子委員 議論を聞いて思ったんですけれど、私も議案としてやはりきちんと議案は公開すべきというか、どういうものを基に審査したかというのは明らかにすべきと思いますが、それが長期間にわたっていろんなところに発信されるということについては大変懸念があるので、いろいろ考え合わせると、議案上程時に議案を公開して、可決後にその部分だけ、人事案件については見られないようにするというような対応、議会が配慮すべきじゃないかなというふうに思いましたけれど。

大井淳一郎委員長 確認ですけれど、先ほど可決される前はアップしないようにすればいいのではないかという御意見だったんですけれど、事務局の話だと即決ですし、そんなに時間がないことからすれば、河野委員が言われるように同じようにアップするけれども、笹木委員が言われるように本会議が終了したら閉じるべきではないかと、そういったことなんです。そういう形で高松委員も納得していただければと。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではまとめます。ちょっと間違っていたら御指摘ください。議案である以上、公開します。ただし、人事案件については、公開時期について、本会議が終了するまでアップするけれども、それが終わったらその部分だけはインターネット上から見れないような状況にするということ。ただし、公開の文書ですので問合せがあればそれに応じるといった対応になるかと思いますが、事務局、それでどうですか。間違いないですか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 そのように対応させていただきたいと思えます。

大井淳一郎委員長 人事案件。ですから、先ほど諮問も同意案件も分けない。同じように議案としてアップするけれども、本会議が終わったらその部分だけは見られないようにということ。その限りにおいて配慮すると

ということです。

笹木慶之副委員長　なぜそれを言うかという、議会に関わる場合には諮問と同意というのは任命権者が違うからそうになっているだけで、その人が良いか悪いかという議決なんです。だから、任命権者が違うということだけなんで、人事案件として取り扱われれば分けるべきでないと思います。

石田議会事務局次長　確認をさせていただきます。今の同意、人権擁護委員、いわゆる人事案件ですが、この議案が上程されて即決されたその日のみアップすると。その日が終わったらもう翌日には削除されていると。ホームページで議案を見るができないという形ということですか。

大井淳一郎委員長　確かに、可決されればというところに力点を置くとそうなるけれど、本会議中のほうがいいんじゃないかな。そこだけ消すのはね。本会議中、可決はされています、その初日だからね。初日でパッと見えなくするというのはどうなのかな。本会議が最終日、そこまでかなと。余りにも。個人情報保護の範囲かというともた争いがあるんでしょうけれど、私は本会議の終了という意味で取っていたんですけど。事務局が可決というところに力点を置けばそうだけど。どうですか、皆さん。一応そこを明確にしましょう。

石田議会事務局次長　もう一度確認させていただきますが、定例会、臨時会とありますが、その中で同意された人事案件は、その会期中、臨時会であれば臨時会中、定例会であれば定例会中、ホームページにアップするということということです。それからもう一点。過去のこれまでの議案、同意や諮問の案件ですが、これはホームページから削除するという形を取らせていただいてよろしいということですか。

大井淳一郎委員長　これは既に終わっていることですので、今の措置でよろしいかと思います。

石田議会事務局次長 分かりました。

大井淳一郎委員長 だから、よくあるのは字だけ出る感じですか。よく字の下に線が出ていたら、PDFが見れる意味でしょうか。指マークが出ないように。

石田議会事務局次長 案件名、例えば教育委員の任命についてという同意案件の件名があれば、その件名だけ出ているということでもよろしいでしょうか。

大井淳一郎委員長 そうですね。教育委員会会議でも議案によってはそういう措置をしているんですよね。個人情報に係るところは見れないようになっている。そういうのもあるんでね。よろしいですか、今の対応で。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのようにしたいと思います。そのほか、引き続き協議したいこともあったんですけども、6月議会に当たって議会運営委員会をしますので、そこで議論したいと思います。皆さんのほうで、そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

---

午後 2 時 5 8 分 散会

---

令和元年（2019年）5月15日

議会運営委員長 大井 淳一郎